平成２６年（フ）第９４１号
広島県東広島市八本松町正力1089番地２　サンコート川原205号
債務者　古荘　正則
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２４４号
福岡県久留米市長門石３丁目５番38号
債務者　高木　重喜
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第３９５号
鹿児島県鹿児島市永吉２丁目６番24号
債務者　末永美智子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０３号
鹿児島県鹿児島市紫原６丁目42番27号　下山荘201号
債務者　西窪　達志
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第４０８号
鹿児島県鹿児島市平之町７番７－201号
債務者　長濵　和子
1　決定年月日時　平成26年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２４３３号
東京都町田市相原町1064－３　カーサ宮崎Ⅱ206
債務者　上野　郁男
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２４４４号
東京都板橋区相生町１－10－Ａ407
債務者　高木とき子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５８８号
東京都千代田区九段北１丁目９－14－904
債務者　久保島夕貴
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５９０号
東京都足立区関原１丁目４－29　本木荘、住民票上の住所東京都大田区西蒲田８丁目10－３　亀楽荘１号
債務者　吉田　要一
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２５９９号
東京都練馬区貫井１丁目29－10－408
債務者　小竹　恭子
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６０９号
千葉県柏市松葉町７丁目14－５－203
債務者　若林　邦彦
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１０号
東京都江戸川区鹿骨３丁目４－16－106
債務者　山田恵里佳
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１２号
神奈川県横須賀市鴨居２丁目80－３－502
債務者　佐々木俊幸
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１５号
東京都中野区中野５－23－８　ベルコート中野205、住民票上の住所神奈川県相模原市中央区南橋本３丁目６－31－101
債務者　伊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６１６号
東京都足立区東和３丁目８－15－203
債務者　藤田　知恵
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６２１号
東京都大田区本羽田３丁目９－３　ハイブリッチ15－304
債務者　阿部　敏夫
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第１２６２９号
東京都荒川区東日暮里４丁目20－１－201
債務者　高木　　潤
1　決定年月日時　平成26年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月17日まで
5　免責審尋期日　平成27年２月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部